

東日本大震災復興支援 「スポーツこころのプロジェクト」実行委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）理事会の決議に基づき設置された、『東日本大震災復興支援「スポーツこころのプロジェクト」実行委員会』（以下「この委員会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 この委員会は、この度の東日本大震災により、大きな災害を被った地域への復興を支援するため、わが国スポーツ界が一丸となりアスリート等を被災地に派遣し、子どもたちを中心に、多くの人々が元気と活力を取り戻し、将来への希望の光を灯すことができるよう、アスリートと被災地の人々との交流活動を通して、復旧・復興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「スポーツこころのプロジェクト 笑顔の教室」
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

2. 事業については、別に定める実施要項により実施する。

(構 成)

第4条 この委員会は、次のスポーツ団体により構成する。

- (1) 公益財団法人 日本スポーツ協会
- (2) 公益財団法人 日本オリンピック委員会
- (3) 公益財団法人 日本サッカー協会
- (4) 一般社団法人 日本トップリーグ連携機構

(収 入)

第5条 この委員会の収入は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ振興くじ助成金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

(支 出)

第6条 この委員会の支出経費は、事業費及び運営本部運営費とする。

(収入・支出の管理方法)

第7条 この委員会の収入・支出の管理方法は、実行委員会の議決による。

(事業年度)

第8条 この委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この委員会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、この委員会の決議を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第10条 この委員会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が作成し、速やかにこの委員会の決議を経なければならない。

(役 員)

第11条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員 7名以上15名以内 (うち、会長1名、副会長2名以内)
- (2) 顧問 2名以内

2. 役員については、この委員会において選任し 会長が委嘱する。

3. 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(任 期)

第12条 役員の任期は、委嘱の日から開始し2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第13条 この委員会は、会長が招集して、その議長となる。

2. この委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、開催及び議決することができない。

3. この委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. この規程に定めるもののほか必要な事項は、この委員会において定める。

(運営本部)

第14条 この委員会の運営本部を日本サッカー協会に置き、事務は運営本部において処理する。

2. 本部長は、日本サッカー協会の役員等をもって充てる。

(本規程の変更)

第15条 本規程は、この委員会の決議により変更することができる。ただし、その内容については、本会理事会に報告するものとする。

附 則

1. この規程は、平成23年5月16日から施行する。
2. 初年度の事業年度は、本規程の施行日から開始する。
3. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成30年4月1日から施行する。